

管理 No.

申 050

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市北部会館条例(平成16年奈良市条例第17号)第7条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市北部会館条例 第7条 ・奈良市北部会館条例施行規則(平成16年奈良市規則第25号)第4条 ・奈良市北部会館市民文化ホール運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市北部会館条例】 (使用承認)</p> <p>第7条 市民文化ホールのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、市民文化ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。 <p>【奈良市北部会館条例施行規則】 (使用の承認等の申請)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定により市民文化ホールの使用承認を受けようとする者は、奈良市北部会館市民文化ホール使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ホールを使用する場合 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6箇月に当たる日から使用前10日に当たる日(本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)までの間 (2) 楽屋、控室、多目的室、会議室又は和室を使用する場合

	使用日の属する月の初日前3箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、前号の施設と併せて使用する場合は、同号の期間
標準処理期間	即日
最終更新日	平成 31 年4月1日更新